国民参加の森林づくり活動の実施主体の募集

静岡森林管理署管内の国有林において、国民参加の森林づくり活動を行う活動団体等を募集します。

下記事項に留意の上、静岡森林管理署にお申し込みください。

記

１　募集の概要

林野庁が進める「協定締結による国民参加の森林づくり」制度は国有林で植樹、下草刈など、森づくり活動や体験活動を行うことができる制度です。

今回募集対象の森林は、富士山の南～南東側に位置し、富士山麓の豊かな生物多様性を保全することを目的とした森づくり活動を行うことができます。

２ 募集の対象地

場　　所　　静岡県富士市大淵　富士山国有林　195 林班　３か所①～③
静岡県裾野市須山　浅木塚国有林　481 林班　３か所④～⑥
※詳細は「協定締結による国民参加の森づくり対象地区画一覧」及び「図面」をご確認ください。

協定期間　　協定締結日～令和１３年３月３１日を越えない期間とします。
※協定期間は５年以内で、状況により更新できます。

公募期間　　令和８年１０月２７日（火）から令和８年１１月２５日（水）

３　公募にあたっての手続き等

（１）自主的な森林づくり活動の実施主体の要件

地方公共団体または自主的な森林づくり活動を行うことを目的とした民間団体（公益法人を含む）とします。

この場合、民間団体については以下の条件を全て満たさなければなりません。

①団体の目的、運営等に関する規約を有すること。

②団体の意志を決定し、自主的な森林づくり活動を執行する体制を確立していること。

③活動の目的が特定の者の利益に資するものとはならないこと。

（２）申し込み方法

自主的な森林づくり活動を希望する団体は、静岡森林管理署ホームページに掲載されている別紙１「ふれあいの森における活動希望申請書」または「社会貢献の森における活動希望申請書」（以下、「申請書」という。）に必要事項を記載の上、静岡森林管理署にお申し込みください。

対象地は、①～⑥の区画となっています。希望される区画の番号を申請書の

「５.その他」欄に記載してください。複数の区画を希望することも可能です。
別添_「活動希望申請書の作成及び活動における注意事項」を確認し記載してください。

提出物

・別紙１活動希望申請書（「ふれあいの森」「社会貢献の森」どちらかの様式）
・団体の規約、定款の写し

（３）選定方法等

申請書の記載内容等から適切と認められる団体を実施主体として選定させていただきます。

なお、申請書を提出した団体に対し、選定結果を通知することとします。

（４）公募に関する問合せ先

〒420-0856　静岡県静岡市葵区駿府町 1-120
静岡森林管理署　業務グループ　森林ふれあい担当
電話　050-3160-6015
メールアドレス　ks_shizuoka_postmaster@maff.go.jp

４　協定の締結

自主的な森林づくり活動の実施にあたっては、実施主体と静岡森林管理署との間において、次の事項を内容とする協定を締結することになります。
別紙２協定書（案）も併せてご確認ください。

①協定の目的
②○○の森の名称、位置及び面積
③全体活動計画書の提出
④年間活動計画書の提出及び活動実績の報告
⑤入林の際の連絡・調整
⑥安全確保等の措置
⑦経費の負担
⑧立木竹等の所有権等の権利
⑨施設の設置等
⑩法令等の遵守
⑪山火事防止等の措置
⑫損害賠償
⑬活動の円滑な実施への協力
⑭森林の適切な管理
⑮協定の破棄
⑯協定の有効期間
⑰その他必要と認められる事項

５　その他

（１）対象地の現地案内は、静岡森林管理署が行います。

（２）森林づくり活動の実施に関する経費は、実施主体の負担となります。

（３）必要な資材・道具置場等の施設、工作物の設置は、簡易なものに限ります。特に国立公園内や保安林内については許可及び届出手続きがあるため、事前に静岡森林管理署と協議し、実施主体が活動の都度、設置及び撤去を行うこととします。

（４）実施主体は、協定期間内であっても、立木竹等についての所有権及び森林づくり活動により生ずる全ての権利は有しないことになります。

（５）協定を締結した場合、ホームページ及び掲示場にて公表します。

（６）対象地の法令制限については、国民参加の森づくり活動対象地区画一覧をご確認ください。

（７）詳細は、電子メールにより静岡森林管理署にお問い合わせください。

令和８年１０月２７日

静岡森林管理署長　谷　秀治

担当：業務グループ　森林ふれあい担当
電話：050-3160-6015
メールアドレス：ks_shizuoka_postmaster@maff.go.jp